

厚生労働省「令和7年6月1日から適用される職業紹介事業の業務運営要領」が
公開されています。

今般の要領改正は、令和7年6月1日施行の改正刑法に基づき、懲役（刑）と禁錮（刑）
が廃止され、「拘禁刑」に一本化されたことに伴うものです。

許可基準等において、刑罰の名称が拘禁刑に修正されています。

◆詳しくは、下のリンクを参照ください。

参照リンク 【厚生労働省】

[「令和7年6月1日から適用される職業紹介事業の業務運営要領」掲載ページ](#)